

【傷病手当金】 労務可能と判定された日から  
職場復帰（出勤）までの支給に関する取り扱いについて

## 「取り扱いを定める理由」

傷病手当金支給要件の1つに「医師が労務不能と判定された日」とありますが、実際に職場復帰（出社）する場合は、下図のような手続きを行い職場復帰するケースが主流です。

この場合、自宅待機期間（★印）は労務不能と判定されていないため、傷病手当金支給対象外となり、また職場復帰もしていないことから被保険者の収入がゼロとなる可能性が考えられます。

また主治医から労務可能と判定された日から、産業医等による判定までに日数がかかるケースも考えられることから当組合は、以下のように取り扱いを定めることとしました。

[illegible]

## 「自宅待機期間」の取り扱い

期間中に事業主からの報酬がないこと、かつ以下の書類を傷病手当金請求書に添付することを条件に、主治医が労務可能と判定した日から最大 31 日まで支給する。ただし、産業医等が労務不能と判定した場合はこの限りではない。

<添付書類> 産業医等による判定結果（判定日・判定）

## ※取り扱いの考え方

主治医が労務可能と判定したとしても、実際の勤務が可能かどうかは不確定であることから、被保険者の収入面を考慮し、産業医等の判定までの間は、労務不能の期間と考え支給します。

しかしながら、主治医が労務可能と判定されていることから、自宅待機中の期間を無制限に支給することはできないと判断、支給日数に上限を設定しました。

ただし書きについては、主治医が労務可能と判定しても、実際の勤務は不可能と産業医等が判定したケースを想定しています。この場合は主治医・産業医等の判定結果を参考に支給判定を行いません。ただしこの支給判定は、医師の判定を優先します。